

医協ニュース

第15号

■今回のトピックス

TOPIX

- ☐ **特集** 震災関連の特例法
- ☐ 医協セミナーのご報告（第32回～第34回）
- ☐ 人事労務管理サポート事業のご案内
- ☐ 活動報告（各種会議）
- ☐ 義援金配賦終了のお知らせ
- ☐ 2011医療用品カタログのご案内

特集

震災関連の特例法

この度の東日本大震災に被災されました方には心よりお見舞い申し上げます。

東日本大震災の被災にあわれた方については、所得税及び法人税等に関して、次のような税制上の措置がありますので、ご参考になさってください。

震災関連の特例法

(所得税関係)

1. 被災事業用資産の損失に係る取扱い

平成23年分において、事業所得者等の有する棚卸資産、事業用資産等について東日本大震災により生じた損失（以下「事業用資産の震災損失」といいます。）については、その損失額を平成22年分の事業所得の金額等の計算上、必要経費に算入することができます。

この場合において、平成21年分から青色申告をしている方は、平成22年分の所得において純損失が生じたときは、事業用資産の震災損失も含めて、平成21年分の所得に繰り戻して所得税の還付請求をすることができます。

2. 純損失の繰越控除

事業用資産の震災損失を有する方の平成23年において生じた純損失の金額のうち、次に掲げるものについては、5年間繰り越すことができます。

- ① 保有する事業用資産等に占める事業用資産の震災損失額の割合が10分の1以上である方

イ 青色申告の場合

平成23年分の純損失の金額

ロ 白色申告の場合

平成23年分の被災事業用資産の損失の金額と変動所得に係る損失の金額による純損失の金額

- ② 上記①以外の方

事業用資産の震災損失による純損失の金額

3. 被災代替資産等の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、

- ① 東日本大震災により滅失又は損壊した建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具に代わるこれらの資産の取得等をして事業の用に供した場合
- ② 建物、構築物、機械装置の取得等をして被災区域内においてその事業の用に供した場合には、これらの

減価償却資産の取得価額にその取得の時期等に応じた一定の償却割合を乗じた金額の特別償却ができます。
(注)被災区域とは、東日本大震災により滅失した建物等の敷地等の区域をいいます（次の4においても同じです。）。

4. 特定の事業用資産の買換え等の場合の譲渡所得の課税の特例

- ①平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災区域内の土地等、建物、構築物（平成23年3月11日前に取得されたものに限り）を譲渡し、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合や、
- ②前記①と同じ期間内に被災区域外の土地等、建物、構築物を譲渡し、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合には、一定の要件の下で、課税を繰り延べる買換えの特例を受けることができます。

(法人税関係)

1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度の欠損金額のうち、棚卸資産等について生じた震災による損失額を、前2年以内に開始する事業年度の所得金額に繰り戻して法人税額の還付請求をすることができます。

還付請求をする場合には、「震災損失の繰戻しによる還付請求書」に必要事項を記載の上、震災欠損事業年度の確定申告書と併せて税務署に提出していただく必要があります。

(注)平成23年3月11日から同年9月10日までの間に終了する仮決算による中間申告期間（以下「中間期間」といいます。）においても、同様に還付請求をすることができます。

2. 仮決算の中間申告による所得税額の還付の特例

法人の平成23年3月11日から平成23年9月10日までの間に終了する中間期間において、棚卸資産等について生じた震災による損失額で一定のものがある場合には、仮決算の中間申告をすることにより、その中間期間に課される所得税額で法人税額から控除しきれなかった金額（その損失の額を限度）の還付を受けることができます。

この制度の適用を受ける場合には、仮決算の中間申告書を税務署に提出し、その申告書に還付を受ける所得税額を記載していただく必要があります。

3. 被災代替資産等の特別償却の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、

- イ被災した資産に代替する資産として、建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両運搬具の取得等をして事業の用に供した場合
- ロ被災区域等で、建物、構築物、機械装置の取得等をして事業の用に供した場合には、その事業の用に供した事業年度において、取得価額の15%～30%（中小企業者は18%～36%）の特別償却ができます。

この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に「被災代替資産等の特別償却の償却限度額の計算に関する付表」を添付する必要があります。

4. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に次の買換えを行った場合には、一定の要件の下、譲渡した資産に係る譲渡益に相当する金額の範囲内で、圧縮記帳の方法により損金算入することができます。

- イ被災区域内の土地等、建物、構築物（平成23年3月11日前に取得されたものに限り）の譲渡しを、国内にある土地等、減価償却資産を取得する場合
- ロ被災区域外の土地等、建物、構築物の譲渡しを、被災区域内にある土地等、減価償却資産を取得する場合
この制度の適用を受ける場合には、確定申告書に損金算入に関する申告の記載をし、かつ、その確定申告書に「特定の資産の買換えにより取得した資産の圧縮額等の損金算入に関する明細書（別表13(5)）」を添付する必要があります。

5. 申告期限の延長に伴う法人税の中間申告書の提出に係る特例

震災に係る国税通則法第11条の規定による申告期限の延長に伴い、法人税の中間申告書の提出期限と確定申告書の提出期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出は必要ありません。

6. 雇用促進税制の創設

青色申告法人が、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間に開始する各事業年度において、当期末雇用者（雇用保険の一般被保険者）の数が前期末の雇用者の数に比して5人以上（中小企業者等については2人以上）及び10%以上増加していることにつき証明がされるなど一定の場合に該当する時は、20万円の基準雇用者数を乗じて計算した金額の特別税額控除ができることとされました。但し、当期の法人税額の10%（中小企業者等については20%）相当額が限度とされています。

（登録免許税関係）

被災した建物・船舶・航空機を再取得した場合の登録免許税の免除特例

震災により住宅、工場などの建物又は船舶若しくは航空機に被害を受けた方（法人を含みます。）が、滅失した建物等に代わるものとして取得等をした一定の建物等についての所有権の移転の登記等で、平成23年4月28日から平成33年3月31日までの間に受けるものは、登録免許税が免除されます。

（自動車重量税関係）

1. 被災自動車に係る自動車重量税の還付

自動車検査証の交付等を受けた自動車のうち、車検証の有効期間内に震災を原因として滅失、解体又は自動車の用途を廃止したものについては、平成23年3月11日からの車検残存期間に応じた金額の還付を受けることができます。

2. 被災自動車の使用者が取得する自動車に係る自動車重量税の免税

被災自動車の使用者が新たに取得した自動車について、震災の日（平成23年3月11日）から平成26年4月30日までの間、最初に受ける車検時の自動車重量税が免除されます。

税制上の措置ではありませんが、被災地域の雇用の拡大を目的に助成金制度が設けられています。詳細はハローワークにお問い合わせください。

（雇用助成金）

東日本大震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者の方を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる事業主に対して、助成金が支給されます。（雇用保険の一般被保険者として雇い入れる場合に限りです。）

対象労働者

1 震災により離職された方（以下の①から③のいずれにも該当する方）

① 東日本大震災発生時に被災地域（※1）において就業していた方

② 震災後に離職し、その後安定した職業についたことのない方

③ 震災により離職を余儀なくされた方

※1 震災に際し、災害救助法が適用された市町村の地域（東京都を除く）

2 被災地域に居住する方（※2、※3）

※2 震災後、安定した職業についたことのない方。

※3 震災により被災地域外に住所又は居所を変更している方を含み、震災の発生後に被災地域に居住することとなった方を除く

支給額

対象労働者に支払われた賃金の一部として、下表の金額が、支給対象期（6か月）ごとに支給されます。

対象労働者	支給額	助成対象期間	支給対象期ごとの支給額
短時間労働者以外	大企業 50万円	1年間	大企業 第1期25万円 第2期25万円
	中小企業 90万円		中小企業 第1期45万円 第2期45万円
短時間労働者	大企業 30万円	1年間	大企業 第1期15万円 第2期15万円
	中小企業 60万円		中小企業 第1期30万円 第2期30万円

※短時間労働者とは、1週間の所定労働時間が、同じ事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と比べて短く、かつ、30時間未満である方をいいます。

石沢公認会計士事務所
公認会計士 税理士 石沢 裕一

医協セミナー（第32回）のご報告

●第32回（患者さんとのコミュニケーション技法）

去る平成23年7月14日（木）・20日（水）の両日、午後3時30分より「第32回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

「患者さんとのコミュニケーション技法～クレームやトラブルを拡大させないために～」と題し、医療機関の事務担当者並びに看護師の皆様を対象に、(有)インターサブホスピタリティ開発事務所の木島上氏を招いて開催しました。

二日間にわたり、115名の皆様にご参加いただき、苦情への備えと発生の対応の流れ等について、事例を交えながら大変分かりやすい講演でした。



医協セミナー（第33回）のご報告

●第33回（震災の罹災基準、助成金について）

去る平成23年9月15日（木）午後6時30分より「第33回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

人事・労務シリーズの今回は「震災の罹災基準、助成金について」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、社会保険労務士の豊嶋正孝氏を招いて開催しました。

当日は19名の皆様にご参加いただき、この度の震災に関する助成金や従業員の採用・雇用についての留意点についてのご講演いただきました。



医協セミナー（第34回）のご報告

●第34回（今後の税制改定について）

去る平成23年10月20日（木）午後6時30分より「第34回医業経営セミナー」（主催：宮城県医師協同組合、共催：宮城県医師会）を宮城県医師会館にて開催しました。

「今後の税制改定について～震災関連の税制特例について～」と題し、医療機関の理事長、院長および事務長の皆様を対象に、公認会計士の石沢裕一氏を招いて開催しました。

当日は11名の皆様にご参加いただき、平成23年度税制改正の概要や震災関連の税制特例、今後の動向等についてご講演いただきました。



人事労務管理サポート事業のご案内

組合員の皆様の経営サポートを目的とし、特に、人事・労務面でのトラブル防止のために、法的知識を再点検し、正しく理解して経営の安定化に向けた支援を行います。

相談窓口

医師協同組合に、相談窓口を設置しております。

お申込みは、FAX (022-722-8242) 又はE-mail (iky@miyagi.med.or.jp) で常時お受けいたします。

回答は、社会保険労務士に確認のうえ、原則、書面でお返しいたします。微妙なニュアンス等で聞き取りが必要な場合には、社会保険労務士より直接ご連絡をさせていただきます。

相談料金

初期の相談につきましては、原則無料です。

ただし、就業規則・各種規程の策定依頼等個別・具体的な案件については、社会保険労務士事務所との直接取引とさせていただきます。

活動報告（各種会議）

1. 理事会

- (1) 第9回常務理事会 [平成23年10月19日(水)午後2時／宮城県医師会館]

2. 関係団体各種会議

全国医師協同組合連合会関係

- (1) 平成22年度第5回理事会 [平成23年7月10日(日)／東京都・全医協連会館]
(2) 平成23年度第1回購買部調査研究会 [平成23年9月22日(木)／東京都・全医協連会館]
(3) IT事業 クラウドサービス説明会 [平成23年10月7日(金)／東京都・全医協連会館]
(4) 第39回通常総会 [平成23年11月5日(土)・6日(日)／東京都・ホテルグランパシフィックLE DAIBA]

東北北海道医師協同組合協議会関係

- (1) 平成23年度定例協議会 [平成23年7月2日(土)／宮城県・ホテルメトロポリタン仙台]
(2) 平成23年度事務研究会 [平成23年8月26日(金)／宮城県・宮城県医師会館]

義援金配賦終了のお知らせ

この度の東日本大震災でお亡くなりになられました方々のご冥福をお祈りいたしますとともに、被災されました組合員に対しましては、心よりお見舞いを申し上げます。

さて、宮城県医師協同組合より、被災されました組合員への義援金配賦につきましては、平成23年10月15日をもって終了させていただきましたのでお知らせ申し上げます。

被災組合員皆様の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

2011医療用品カタログのご案内

2011医療用品カタログ MEDICAL SUPPLY GooDsのご案内

最新医療消耗品が断然安い!

組合員様に
大好評!

充実の
約12,000アイテム
を掲載!

翌日配達!
平日(月~金曜)
正午12時までの
ご注文の場合

2011 医療用品カタログ
MEDICAL SUPPLY
GooDs

掲載アイテム**12000**点以上!!
インターネットでもご注文可能です!!
▶▶ <http://msgoods.jp/>

24時間
FAX・WEBで
いつでも
簡単注文!

少ない単位でも
低価格!
大人気ブランド
多数掲載!

カタログ有効期間
2011年5月20日 正午~2012年5月18日 正午まで

まだご利用いただいたことのない先生も、この機会にぜひご利用下さい。

お問い合わせ先

●宮城県医師協同組合事務局 〒980-8633 仙台市青葉区大手町1-5 (宮城県医師会館内3階)
TEL:022-722-8241 FAX:022-722-8242 E-mail: ikyoo@miyagi.med.or.jp